



営農タイムリー！

～省エネ機器転換支援事業～

～農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金～



2023年7月24日発行

< 農業者の皆様へ >

「省エネ機器転換支援事業」のご案内

国際的な情勢不安や円安の進行により、電気や燃料等の価格が高騰し続けるなど、厳しい経営状況にある農家を対象に、農業経営を継続・発展することを目的とし、低コスト化や効率化を進めるための省エネルギー型生産機械の導入や集出荷施設等の省エネ化を図る取組を支援します。

1 事業概要

項目	内容												
補助事業対象者	<p>京都府内に主な生産・経営基盤を持つ、次に掲げるもの</p> <p>< 農業経営体 > 認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人</p> <p>< 機械・機器等共同利用団体 > 3戸以上の販売農家(※)で組織する団体（集落営農組合・品目別生産組合等）、農業協同組合、全国農業協同組合連合会京都府本部 等</p> <p>※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家</p>												
補助要件	<p>以下の全てを満たしていること</p> <ol style="list-style-type: none"> 省エネ機械・機器導入により、電気・燃料コストを10%以上低減する計画を作成すること。（ただし、施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る支援対象者又は加入予定者については、これを省略することができる。） 農業経営体及び3戸以上の販売農家で組織する団体にあつては、次に掲げる①～④のいずれかに加入していること。加入していない場合は、①又は②について、加入の検討を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 施設園芸等燃料価格高騰対策事業 収入保険 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） 農産物価格安定対策事業 他の事業と重複申請とならないこと。 事業実施年度の2月29日までに完了する取組であること。 												
補助対象機械	<p>① 生産・集出荷・調製のために必要な以下の機械・機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>対象機械・機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米</td> <td>遠赤外線乾燥機、色彩選別機、粃すり機、計量器</td> </tr> <tr> <td>麦類・豆類・そば</td> <td>遠赤外線乾燥機、色彩選別機、計量器</td> </tr> <tr> <td>野菜・果樹・花き</td> <td>ヒートポンプ、加温機、育苗用機械、計量器</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 集出荷・調製施設を運営するために必要な以下の機械・機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>対象機械・機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米・麦類・豆類・そば・野菜・果樹・花き・茶</td> <td>エアコン、保冷庫、循環扇、照明器具（ただし事務室用は除く）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①②とも、10%以上の省エネ効果が認められる機械・機器のみ補助対象とする。 ※購入費が250千円(税抜)未満の機械・機器は補助対象としない。</p>	対象品目	対象機械・機器	米	遠赤外線乾燥機、色彩選別機、粃すり機、計量器	麦類・豆類・そば	遠赤外線乾燥機、色彩選別機、計量器	野菜・果樹・花き	ヒートポンプ、加温機、育苗用機械、計量器	対象品目	対象機械・機器	米・麦類・豆類・そば・野菜・果樹・花き・茶	エアコン、保冷庫、循環扇、照明器具（ただし事務室用は除く）
対象品目	対象機械・機器												
米	遠赤外線乾燥機、色彩選別機、粃すり機、計量器												
麦類・豆類・そば	遠赤外線乾燥機、色彩選別機、計量器												
野菜・果樹・花き	ヒートポンプ、加温機、育苗用機械、計量器												
対象品目	対象機械・機器												
米・麦類・豆類・そば・野菜・果樹・花き・茶	エアコン、保冷庫、循環扇、照明器具（ただし事務室用は除く）												
補助率等	<p>補助率：3/4以内（予算の範囲内）※消費税額は除く。</p> <p>ただし、1補助事業対象者当たりの補助金額は、3,750千円を上限とする。</p> <p>また、事業費総額（消費税額除く）が500千円を超える取組を対象とする。</p>												
事業対象期間	交付決定日以降～令和6年2月29日【2月29日までに実績報告書を提出のこと】												
申請受付期間	令和5年8月1日（火）～8月31日（木）【市町村担当課必着】												

2 申請書類

応募に必要な書類は、以下の京都府ホームページからダウンロード、又はお近くの広域振興局農林商工部農商工連携・推進課にお問合せください。

<http://www.pref.kyoto.jp/nosan/news/r5shoenekikitenkanshien.html>



3 採択基準

採択基準は、経営規模、導入機器、電気・燃料コストを低減する計画、事業継続のための制度の加入状況等とし、予算の範囲内で補助事業対象者を選定するものとします。

なお、選定経過及び結果の内容等についての問合せには応じられません。

4 応募方法

申請期限内（最終日必着）に、主たる事務所がある各市町村担当課に書類を提出してください。

なお、申請書類は、採択の可否に関わらず申請者に返却できませんので、申請にあたっては、予め複写するなどして保管しておいてください。

5 問い合わせ先

不明な点がございましたら、京都府農林水産部農産課またはお近くの広域振興局担当課にお問い合わせください（平日9時～17時）。

主たる事務所がある地域	問い合わせ先
京都市・向日市・長岡京市・大山崎町	農林水産部 農産課 京の米・豆・保険係 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町 電話：075-414-4953
宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村	山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 電話：0774-21-2392
亀岡市・南丹市・京丹波町	南丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4番1号 電話：0771-22-0371
福知山市・舞鶴市・綾部市	中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 電話：0773-62-2743
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話：0772-62-4305

農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金

一 補助対象事業

障害福祉サービス事業所と連携しながら実施する農福連携（委託）への試行的取組

※ すでに農福連携の取組を行っている者については、新たな取組に限る。

① 市内の障害福祉サービス事業所へ作業委託する際に必要な経費

〈作業委託料〉

…育苗・栽培管理や出荷・調整作業、
加工品製造等にかかる委託料

〈新たに取組む委託作業に必要な物品購入費（※）〉

…移植ごて、長靴、収穫かご、収穫ばさみ、作業服、運搬車等

〈作業環境の改善に必要な経費（※）〉

…作業用いす、レンタルトイレ、パーテーション、スロープ、
選別見本、カラーコンテナ等

（※）備品を除く

原形のまま比較的長期（おおむね1年以上）の反復使用に耐え、
かつ取得単価（税込）が50,000円以上の物品

新たな取組例

- ・今まで委託実績の無い事業所との連携
- ・施設外での作業をはじめて委託
- ・新たな品目・作業の委託



② 農福連携技術支援者等専門人材への相談謝礼

…農林業者がはじめて農福連携（委託）の取組を進めるにあたり、農福連携技術支援者等からのアドバイスを受けた際の謝礼

※ 新規取組者は専門人材によるアドバイスを受けることを推奨する。

詳細は裏面へ

③ ノウフクJASの取得に係る経費

…認定取得に係る認証手数料、監査手数料、交付手数料等

ノウフク ノウフクJASとは？

障害のある方が生産行程に携わった食品の農林規格であり、「農福連携（ノウフク）」により生産された生鮮食品とその加工・流通に関わる事業者を認証する仕組みのこと。



京の黄真珠の選別



加工品開発
百井産菊芋を使用したクッキー



サツマイモの収穫



大根の出荷調整



加工品のシール貼り

… 補助対象者

農林産物を生産・販売する
農林業者（個人）

※ 市内に住所を有する者に限る

… 補助率

1 / 2 以内

… 補助上限

1 0 万円

受付期間

令和5年7月13日（木）～令和6年1月31日（水）（先着順）

※ 申請受付期間締切日の当日消印有効。

※ 申請受付期間中においても、補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

申請書及び 申請方法

申請方法：持参または郵送

申請書類：ホームページからダウンロードいただけます。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000313729.html>

🏠 農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金 で検索！



農福連携技術支援者について

農福連携技術支援者とは？

農業者・障害福祉サービス事業所の職業指導員・障害のある方本人の三者に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことで、「農業版ジョブコーチ」とも言われる。

研修課程を受講し、農林水産省から必要な知識と技能を身につけたと認められた者が、「農福連携技術支援者」（農林水産省認定）として、現場における支援をすることができる。

～市内の農福連携技術支援者の紹介～

石崎信也さん

伏見区向島・淀、久御山町などの農地で九条ねぎを中心に、多品目の野菜を栽培しています。



現在、2名の障害者雇用をされており、就労移行支援事業所や特別支援学校から職場体験実習、放課後等デイサービスから農業体験など、年間通じて数多く受け入れています。

水上文彰さん

右京区京北地域で多品目栽培をされており、新京野菜の一種である「京の黄真珠」においては、障害福祉サービス事業所に選別を依頼するなど農福連携の取組を行っています。

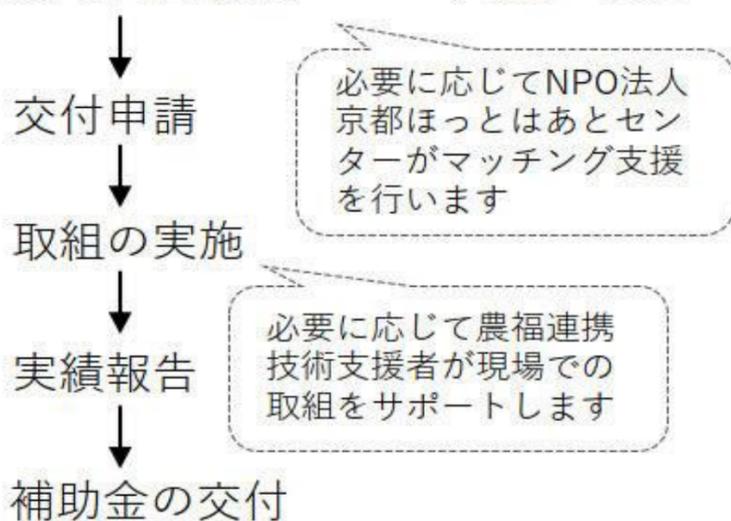


現在は、京都市立中学校育成学級で野菜栽培の指導や、中京区役所での育成学級の皆さんによる野菜販売のお手伝いもしています。

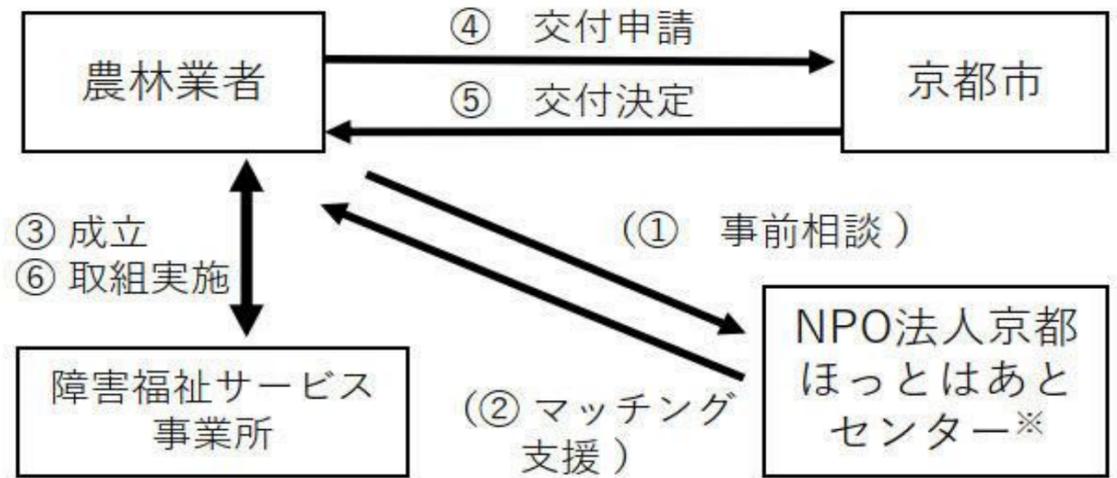
はじめて農福連携の取組を進める際には、専門人材によるアドバイスを受けることを推奨しています。現場での作業内容や指示の出し方、気を付けるべきポイントなど、取組を円滑に進めるためのサポートを行っていますので、ぜひ御活用ください。

事業の流れ

連携する障害福祉サービス事業所の選定



事業スキーム（イメージ）



※ 京都府・京都市からの委託により、障害福祉サービス事業所への仕事の発注の仲介を行っています。

申請先・問合せ先

ご不明な点は、最寄りの各農（林）業振興センターまでご相談ください。
林業者の方は、農林企画課までお問い合わせください。

北部農業振興センター

北区紫野東御所田町33-1 北区役所 2階
Tel 075-366-2010 Fax 075-366-2453

担当区域 北区、上京区、左京区（花脊、広河原、久多地域除く）、
中京区、右京区（京北地域除く）

南部農業振興センター

伏見区鷹匠町39-2 伏見区役所3階
Tel 075-585-3202 Fax 075-574-7213

担当区域 東山区、山科区、下京区、南区、伏見区

南部農業振興センター洛西分室

西京区大原野東境谷町二丁目1-2
西京区役所洛西支所2階
Tel 075-323-7321 Fax 075-323-7350

担当区域 西京区

京北・左京山間部農林業振興センター

右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎内
Tel 075-852-1817 Fax 075-852-1827

担当区域 右京区京北地域、左京区花脊・広河原・久多地域

農林振興室 農林企画課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
Tel 075-222-3351 Fax 075-221-1253